平成２１年（フ）第６９９９号
大阪市北区池田町１番２―1338号
債務者　岡本　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７００６号
大阪市中央区谷町１丁目５番11号　602号
債務者　瀧田　和美（旧姓重久）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３４号
大阪府八尾市桜ヶ丘３丁目84番地　ロイヤルアーク八尾桜ヶ丘903号
債務者　川畑　友吾
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３６号
大阪市旭区清水５丁目14番14号　天竜マンション203号
債務者　吉武　正樹
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０４７号
大阪市生野区小路東４丁目３番23号　シャルムマルタカ303
債務者　金澤こと　高　　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０４８号
大阪府門真市上島町３番10―105号
債務者　益永テル子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８号
堺市南区高倉台１丁３番１―408号
債務者　井若　慶子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５１号
堺市堺区宿院町西３丁２番１―706号
債務者　松岡　伸明
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５１号
大阪府羽曳野市郡戸108番地の１　スカイハイツ201号室
債務者　陣内　勝美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１９０号
堺市南区庭代台３丁13番１―206号
債務者　辻野こずえ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１９７号
堺市美原区阿弥482番地４
債務者　東福　鉄也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１０号
大阪府富田林市加太３丁目２番17号
債務者　前村　聰美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３８号
大阪府富田林市甲田１丁目９番８　メゾン・アザレア401号
債務者　辻　　功
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５０号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目３番３号　山元マンションＡ棟５階Ｄ号室
債務者　片岡　真一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６０号
大阪府高石市千代田６丁目15番12号
債務者　稲福　　薫（旧姓廣野）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２７０号
大阪府羽曳野市高鷲７丁目８番地の３　イーグル岡本103号室
債務者　住吉　　綾
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９５号
大阪府松原市天美我堂３丁目273番地の６
債務者　有川　麗奈
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
北海道檜山郡厚沢部町館町159番地
債務者　滝沢　正義
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
函館地方裁判所江差支部